## 資料3-1

## 川内 (せんだい) 地域の緊急時対応(概要)



## 1. 川内 (せんだい) 地域の概要

- ◆ 原子力災害対策重点区域内(概ね半径30kmの範囲)の人口は214,202人 (平成26年4月現在)
- ◆ うち PAZ圏内(発電所より概ね5km)の人口 薩摩川内(きつませんがにい)市4,902人 UPZ圏内(発電所より概ね5~30km)の人口 関係9市町209,300人。

## 2. 緊急事態対応体制

- ◆ 鹿児島県及び関係市町の対応体制
  - ➤ 警戒事態で、鹿児島県及び関係市町は、災害対策本部又は災害 警戒本部を設置、住民等に対する情報提供、PAZにおける施設敷 地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- ◆ 国の対応体制
  - 警戒事態の前段階から、現地オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センターに原子力規制委員会事故警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始。
  - ▶ 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会事故対策本部の設置及び関係省庁事故連絡会議を開催し対応(環境副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣)。
  - 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、道府県・市町村等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。

#### 3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応

- ◆ 医療機関・社会福祉施設(7施設、363人)の避難先は、鹿児島市と姶良(あいら) 市の施設を確保。
- ◆ 在宅の避難行動要支援者460人は、支援者と避難、又は放射線防護対策を 講じた近傍の屋内退避施設へ移動。 ◆ 保育所・小中学校の幼児・児童等は、警戒事態の時点で保護者に引き渡し。
- 引き渡しできない園児・生徒等は、予定された避難所にバスで移動し、その場で保護者に引き渡し。
  ◆ 必要となる輸送力は、約2.000人に対して、バス52台、福祉車両16台。薩摩
- ◆ 必要となる輸送力は、約2,000人に対して、バス52台、福祉車両16台。薩摩 川内(ਖ਼つませんだい)市内のバス会社や九州電力の車両により、必要台数を確保。

### 4. PAZ圏内の全面緊急事態における対応

◆ 全面緊急事態となった場合、PAZ圏内の住民の自家用車による避難とともに、自家用車による避難ができない住民、観光客等一時滞在者(想定対象人数約1,000人)を鹿児島市内のあらかじめ定められた避難先へバス等で移送。

#### 5. UPZ圏内における対応

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ圏内における住民の即時避難開始とともに、UPZ圏内においては住民の屋内退避を開始する。
- ◆ 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で 行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を 継続する。 ◆ その後、原子力災害対策本部が、緊急時に関いなの結果に基づき、空間放
- ◆ その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時20μSv以上となる区域を1日以内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本等の指示により振わり、周見に一時移転を実施する
- 原子力災害対策本部の指示により概ね1週間以内に一時移転を実施する。
  ※ 空間放射線量率が毎時500μ5v以上となる区域が特定された場合は当該地域の住民を速やかに避難させる。

  一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、鹿児島県及び関係市
- 町に対し、TV会議システムを用いて伝達。関係市町から、住民、自治会、消防団、 農協、漁協、医療機関、社会福祉施設等へは、防災行政無線、広報車、緊急 速報(エリアメール等)、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。
- ◆ 鹿児島県は、一時移転の指示が出た場合には、予め用意した避難先候補施設リストが入力された「原子力防災・避難施設等調整システム」により、避難先を選定。
- ◆ 医療機関・社会福祉施設については、鹿児島県では、川内(セム/セルン)原発から半径5~10km圏にある施設(10施設463人)について、PAZ圏内と同様、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保(10~30km圏にある医療機関、社会福祉施設(227施設9,703人)については、一時移転の指示が出た場合、鹿児島県の調整により、避難先を確保)。
- ◆ 教育機関等については、関係市町災害対策本部や関係市町教育委員会等 の指示に従い、学校等の対応(屋内退避)及び保護者の迎え等について保護 者あてに連絡(メール配信等)する。

## 6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄·補給策

- ◆ 県、関係市町では、必要となる放射線防護資機材、物資、燃料を備蓄。
- ◆ 県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、要請に応じ物資関係省 庁は関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点へ物資搬送。

### 7. 緊急時モニタリング の実施体制

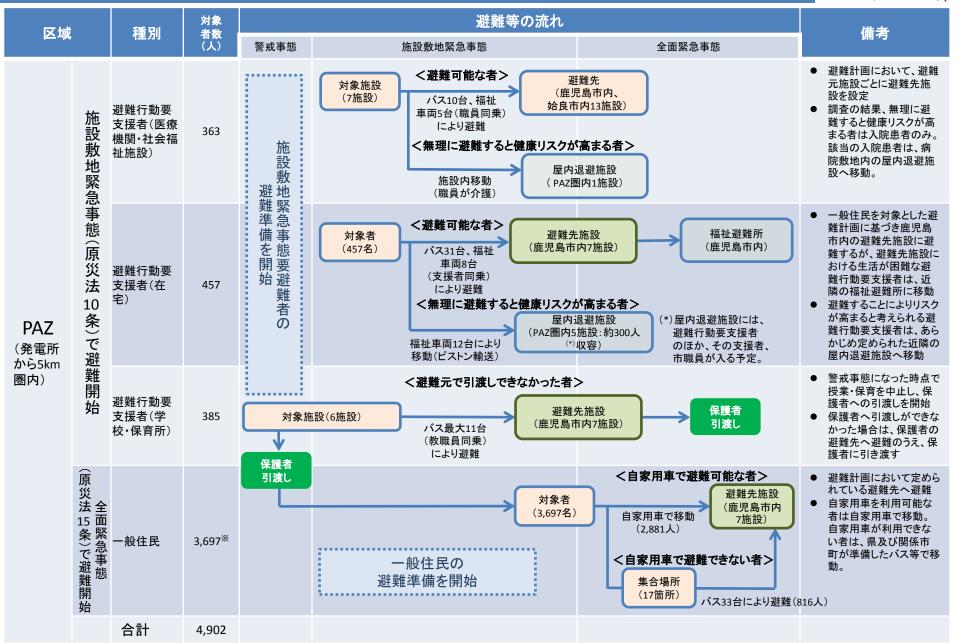
- ◆ 事故時に緊急に放射線量・放射性物質濃度等を測定する緊急時モニタリングを 県・国・原子力事業者・指定公共機関等が連携して実施。
- 8. 緊急被ばく医療の実施体制
- ◆ 住民の安定3ウ素剤の服用、避難時の検査・除染等を実施。

### 9. 国の実動組織の支援体制

◆ 不測の事態の場合は、鹿児島県及び関係市町からの要請により、実動組織 (自衛隊、警察、消防、海保)による各種支援を必要に応じて実施。

# 川内 (せんだい) 地域の緊急時対応① (避難・屋内退避の考え方)

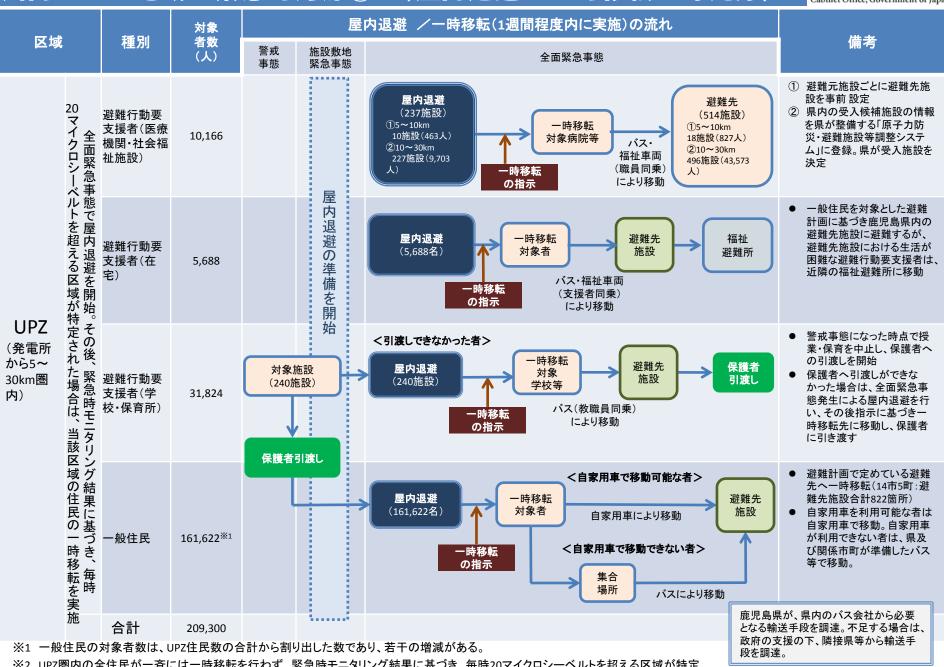




<sup>※</sup> 一般住民の対象者数は、PAZ住民数の合計から割り出した数であり、若干の増減がある。

# 川内 (せんだい) 地域の緊急時対応② (屋内退避・一時移転の考え方)





※2 UPZ圏内の全住民が一斉には一時移転を行わず、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転を実施